

# 平成26年度青少年自立支援対策推進事業 「青少年サポートセンター（仮称）運営」 企画提案書作成のための仕様書

## 1 業務委託の目的

「青少年自立支援センター」に「児童アフターケアセンターおおいた」と「おおいた地域若者サポートステーション」等の若者就労支援機関を集約し、「青少年サポートセンター（仮称）」として、困難を抱える青少年及びその家族を対象とする支援体制を構築し、円滑な運営を行う。

## 2 委託業務の内容

(1) 開所時間 月～金曜日 9時30分より17時30分まで（8時間）  
（休日・祝日を除く）

### (2) 業務内容

#### ① 総合調整

サポートセンター（仮称）の運営に係わる庶務・総合調整に関すること

- ・センター内の連携
- ・相談件数の統計、相談事案への助言
- ・経費等の取りまとめ並びに支払い 等
- ・研修会及び講演会の企画・運営 等
- ・若者支援地域協議会若者自立支援に係わる企画・立案及び調査・研究 等

#### ② 連絡調整・連携

県・関係機関・団体との連絡調整に関すること

若者自立支援活動を行う NPO 等の連携に関すること

#### ③ 子ども・若者支援地域協議会に関すること

子ども・若者支援地域協議会の調整機関である自立支援センターに協力・助言を行う。

#### ④ 「青少年サポートセンター（仮称）運営協議会」の運営

3者協議会を主催すること（青少年自立支援センター、児童アフターケアセンターおおいた、おおいた地域若者サポートステーション）

#### ⑤ 普及・啓発活動

青少年サポートセンター（仮称）の広報に関すること

HPの作成並びに更新

#### ⑥ 青少年サポートセンター（仮称）開設準備業務（4～5月）

### (3) 人員体制

青少年の自立支援や他団体との幅広い連携に係る実績遂行能力を有する者を1名以上配置すること。

### (4) その他

- ・ 受託団体は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（大分県個人情報保護条例第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適切な取り扱いについて必要な措置を講じること。
- ・ 大分県が実施する、利用者を対象とした、青少年の自立に関する調査・研究に協力すること。